

特区医療機器薬事戦略相談に関する実施要綱・新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="459 432 904 464">特区医療機器戦略相談実施要綱</p> <p data-bbox="264 518 389 550">1. 目的</p> <p data-bbox="264 560 1099 759">国家戦略特別区域における医療機器の開発を推進するため、国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院を対象として、今後の医療機器の承認に向けて、開発初期段階から、必要な試験等に関する助言・指導を目的とした特区医療機器戦略相談を実施します。</p> <p data-bbox="264 810 450 842">2. 対象範囲</p> <p data-bbox="264 852 1093 1007">特区医療機器戦略相談は、国家戦略特別区域の区域計画にこれを実施する旨を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、次に定める対象範囲について実施することとします。</p> <p data-bbox="277 1016 562 1048">(1)、(2) (略)</p> <p data-bbox="264 1102 450 1134">3. 実施内容</p> <p data-bbox="277 1144 1093 1176">(1) 特区医療機器戦略相談コンシェルジュによる助言等</p> <p data-bbox="264 1227 1093 1343">特区医療機器戦略相談の申込み後に、効果的な開発に資するよう、特区医療機器戦略相談コンシェルジュ又はその指示を受けた担当者（以下「特区コンシェルジュ等」とい</p>	<p data-bbox="1290 432 1803 464">特区医療機器薬事戦略相談実施要綱</p> <p data-bbox="1133 518 1258 550">1. 目的</p> <p data-bbox="1133 560 1962 759">国家戦略特別区域における医療機器の開発を推進するため、国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院を対象として、今後の医療機器の承認に向けて、開発初期段階から、必要な試験等に関する助言・指導を目的とした特区医療機器薬事戦略相談を実施します。</p> <p data-bbox="1133 810 1319 842">2. 対象範囲</p> <p data-bbox="1133 852 1962 1007">特区医療機器薬事戦略相談は、国家戦略特別区域の区域計画にこれを実施する旨を定め、内閣総理大臣の認定を受けた場合に、次に定める対象範囲について実施することとします。</p> <p data-bbox="1146 1016 1431 1048">(1)、(2) (略)</p> <p data-bbox="1133 1102 1319 1134">3. 実施内容</p> <p data-bbox="1133 1144 1962 1214">(1) 特区医療機器薬事戦略相談コンシェルジュによる助言等</p> <p data-bbox="1133 1227 1962 1343">特区医療機器薬事戦略相談の申込み後に、効果的な開発に資するよう、特区医療機器薬事戦略相談コンシェルジュ又はその指示を受けた担当者（以下「特区コンシェルジュ</p>

う。)が、以下に掲げる助言等を行います。

- ① 特区医療機器戦略相談実施の可否
- ②、③ (略)
- ④ 出張による特区医療機器戦略相談 (以下「出張面談」という。)の実施の要否の判断
- ⑤ 機構が行うその他の対面助言 (レギュラトリーサイエンス戦略相談を含む。以下同じ。)の活用に関する助言

(2) 面談区分等

特区医療機器戦略相談においては、対面助言に向けて相談内容を適切に把握するための面談 (以下「特区事前面談」という。)又は対面助言後の進捗等に関する面談 (以下「特区フォローアップ面談」という。)を実施します。これら面談は、審査マネジメント部イノベーション実用化支援・戦略相談課又は関西支部相談課の担当者の他、必要に応じて担当審査部の審査員が同席します (Web会議によって参加することもあります。)

また、相談者が希望した場合であって、特区コンシェルジュ等が必要と認めた場合には、相談者の所属する臨床研究中核病院に審査員等担当者が出張する出張面談を行います。なお、特区事前面談及び特区フォローアップ面談にかかる手数料は不要としますが、出張面談に関する旅費等の必要な経費は相談者負担とします。

(3) 申込み方法

「特区医療機器戦略相談 (特区事前面談、特区フォローアップ面談) 質問申込書」 (別紙様式) に必要事項を記載

等」という。)が、以下に掲げる助言等を行います。

- ① 特区医療機器薬事戦略相談実施の可否
- ②、③ (略)
- ④ 出張による特区医療機器薬事戦略相談 (以下「出張面談」という。)の実施の要否の判断
- ⑤ 機構が行うその他の対面助言 (薬事戦略相談を含む。以下同じ。)の活用に関する助言

(2) 面談区分等

特区医療機器薬事戦略相談においては、対面助言に向けて相談内容を適切に把握するための面談 (以下「特区事前面談」という。)又は対面助言後の進捗等に関する面談 (以下「特区フォローアップ面談」という。)を実施します。これら面談は、審査マネジメント部薬事戦略相談課又は関西支部相談課の担当者の他、必要に応じて担当審査部の審査員が同席します (Web会議によって参加することもあります。)

また、相談者が希望した場合であって、特区コンシェルジュ等が必要と認めた場合には、相談者の所属する臨床研究中核病院に審査員等担当者が出張する出張面談を行います。なお、特区事前面談及び特区フォローアップ面談にかかる手数料は不要としますが、出張面談に関する旅費等の必要な経費は相談者負担とします。

(3) 申込み方法

「特区医療機器薬事戦略相談 (特区事前面談、特区フォローアップ面談) 質問申込書」 (別紙様式) に必要事項を

し、電子メール又はファクシミリで審査マネジメント部審査マネジメント課に提出してください。

実施場所にかかわらず、申込先等は共通です。

(以下略)

(4)、(5) (略)

(6) その他の留意事項

①、② (略)

③ 申込書には、特区医療機器戦略相談の対象案件に該当することの説明資料（相談者である臨床研究中核病院が主体的に開発を行っていること、対象品目の医療上の必要性などの説明）及び対象品目に関する承認申請へのロードマップの添付をお願いします。

④ 特区医療機器戦略相談の申込時に、上記2. の区域計画の記載及び認定の状況がわかる資料を添付してください。

4. (略)

5. 特区医療機器戦略相談に係る対面助言等の申し込み

(別紙様式)

特区医療機器戦略相談（特区事前面談、特区フォローアップ面談） 質問申込書

記載し、電子メール又はファクシミリで審査マネジメント部審査マネジメント課に提出してください。

実施場所にかかわらず、申込先等は共通です。

(以下略)

(4)、(5) (略)

(6) その他の留意事項

①、② (略)

③ 申込書には、特区医療機器薬事戦略相談の対象案件に該当することの説明資料（相談者である臨床研究中核病院が主体的に開発を行っていること、対象品目の医療上の必要性などの説明）及び対象品目に関する薬事承認申請へのロードマップの添付をお願いします。

④ 特区医療機器薬事戦略相談の申込時に、上記2. の区域計画の記載及び認定の状況がわかる資料を添付してください。

4. (略)

5. 特区医療機器薬事戦略相談に係る対面助言等の申し込み

(別紙様式)

特区医療機器薬事戦略相談（特区事前面談、特区フォローアップ面談） 質問申込書

(中略)

3 特区医療機器戦略相談質問申込書の記入要領は以下のとおりです。

(以下略)

別紙 2

対面助言に関する実施方法について

(中略)

2. レギュラトリーサイエンス戦略相談の対面助言

「レギュラトリーサイエンス戦略相談に関する実施要綱」

(平成23年6月30日付け薬機発第0630007号)を参照。

(中略)

3 特区医療機器薬事戦略相談質問申込書の記入要領は以下のとおりです。

(以下略)

別紙 2

対面助言に関する実施方法について

(中略)

2. 薬事戦略相談の対面助言

「薬事戦略相談に関する実施要綱」(平成23年6月30日付

け薬機発第0630007号)を参照。